

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる交通費を助成します。

対象者

町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下のいずれかに該当する方

- ①在宅精神障がい回復者
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
- ③重度心身障がい児等
・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者
・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
※保護者等の介護者1人についても対象となります。

助成対象

町外医療機関の通院(通所)に要する交通費

通院期間

令和5年10月分～令和6年3月分まで

申請書類

- ①通院交通費助成金交付申請書
- ②通院証明(医療機関で証明印をもらう)
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
- ※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります。

申請期限

4月5日(金)まで

申請窓口

住民課福祉グループ、上厚真支所

戸籍制度が利用しやすくなりました

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、制度が利用しやすくなりました。

●戸籍謄本等の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍全部事項証明書(謄本)が請求できるようになりました。これにより、本籍地以外の市区町村でも交付が受けられます。

請求できる証明書

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円
除籍全部事項証明書、除籍謄本 改製原戸籍謄本	750円

- ※次の場合は、広域交付の対象外
- ・電子化されていない一部の戸籍・除籍
 - ・一部事項証明書、個人事項証明書(抄本)
 - ・戸籍の附票、戸籍諸証明(独身証明書、身分証明書等)

請求できる方

- 本人または配偶者、直系親族(子、孫、親、祖父母等)
※第三者請求や委任状による代理人請求、郵便での請求は広域交付が利用できないため、本籍地の市区町村役場へ請求してください。
※請求できる方の範囲が本籍地への請求とは異なる場合があります。
※請求にあたっては、窓口にお越しになる方の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真つきの身分証明書が必要です。

●戸籍証明書等の添付負担の軽減

本籍地以外の市区町村に戸籍の届出を行う場合、提出先の市区町村職員が本籍地の戸籍を確認できるようになったため、戸籍証明書等の添付が原則不要となりました。
※戸籍届出以外の手続きでは、引き続き戸籍証明書等の添付が必要です。

バス券・入浴券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町内に住所があり、かつ居住している高齢者の方にバス券と、こぶしの湯あつまの入浴券を交付します。

町内バス券

- 交付対象 町内に住所があり居住している満65歳以上の方
- 交付枚数 36枚を一括交付(再交付可)
- 交付券種 町内路線が100円で乗車できる券
- 利用時の注意
・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
・100円の支払いが必要です。

町外バス券

- 交付対象 町内に住所があり居住している満70歳以上の方
- 交付枚数 1人につき申請月から3月までの月数×3往復分(再交付不可)

●交付対象と券種

令和5年度の介護保険料段階	券種
[第1段階]から[第3段階]の方	無料券
[第4段階]から[第9段階]の方	半額助成券

●利用時の注意

- ・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
- ・半額助成券を利用する場合は利用運賃の半額の支払いが必要です。

入浴券

- 交付対象
- ①町内に住所があり居住している満70歳以上の方
- ②満70歳未満で次のいずれかに該当する方
・人工透析療法を受けている方
・指定難病と認定されている方
・身体障害者手帳の交付を受けている方
・療育手帳の交付を受けている方
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●交付枚数

- ①に該当する方…1人につき最大年10枚
※申請月から翌年3月までの期間が10カ月を下回る場合は交付枚数は変わります。
※その他、行事(敬老会、高齢者大学など)に参加した方には、1人につき年2枚まで交付します。
- ②に該当する方…1人につき月1枚として年12枚
- 利用時の注意
・②の場合は「身体障害者等入浴無料身分証」が必要です。

バス券・入浴券 令和6年度分の交付について	<ul style="list-style-type: none"> ●交付開始日 3月25日(月)から ●交付場所 住民課福祉グループ、上厚真支所 ●持ち物 本人確認ができるもの、印鑑、手帳や指定難病受給者証など当該要件を証明できるもの(入浴券の②の交付を希望の方のみ)
--------------------------	---

指定ごみ袋の支給

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

対象者

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

対象期間

4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

支給枚数

対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)
※窓口で年度分を一括支給します。

申請窓口

住民課町民生活グループ、上厚真支所

産前産後期間相当分の国保料減額

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

産前産後期間相当分(4カ月分)の国民健康保険料が減額されます。

対象

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方
※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産および人工妊娠中絶も含む)

減額される保険料

その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、産前産後期間相当分(出産予定月または出産月の前月から翌々月)
※令和5年度は産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ減額
※払い過ぎた保険料は還付されます

受付期間

出産予定日の6カ月前から(出産後の届け出も可)

必要なもの

- ・届出書
- ・母子健康手帳など出産(予定)日が確認できる書類
- ・本人確認書類

令和5年度物価高騰対策支援給付金(子育て世帯加算分)

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

低所得の子育て世帯へ物価高騰対策支援給付金(子育て世帯加算分)を支給しています。

対象

令和5年12月1日時点で18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯で、世帯全員の令和5年度住民税が以下の世帯
①非課税の世帯
②均等割のみ課税されている世帯
※令和6年3月31日までに生まれる新生児も対象

受付期間

3月31日(日)必着
※窓口での申請は3月29日(金)まで
※給付金の対象者で、児童の出生届出が3月31日以降となる場合のみ、4月15日(月)まで

★この給付金は、「電気・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」(7万円の給付金)または「物価高騰対策支援給付金」(10万円の給付金)の支給対象世帯へのこども加算です。

支給額

児童1人あたり 一律5万円

申請・支給

- ①の方…2月20日(火)に給付金を支給済み
- ②の方…3月上旬に郵便でお知らせを送付済み

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

後期高齢者医療制度運営協議会委員募集

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

後期高齢者医療制度の重要事項を審査していただく運営協議会委員を募集しています。

応募資格

道内在住の18歳以上の方(議員や公務員などを除く)

募集人数

5人

任期

令和6年7月から2年間(会合は年2回開催を予定)

報酬など

1日につき5,000円の報酬と旅費を支給

募集期間

4月30日(火)まで

選考

選考委員会を設置し、提出された小論文などで総合的に選考

応募方法

北海道後期高齢者医療広域連合または住民課町民生活グループの窓口にある応募要項を参照してください。

住所の異動手続きを忘れずに

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

住民票の住所は、「正確な住所の届出」が必要です。

住民票の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届出」が法律で定められています。

入学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動される方は、住民票の異動届(転出届、転入届、転居届など)と、各種カード(マイナンバーカード、住民基本台帳カード)の住所変更が必要です。

※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引っ越しをする方は、マイナポータルからも転出届出ができるようになりました。利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書の暗証番号(それぞれ数字4桁、英数字6桁以上)が必要です。

※住民票の異動届のほかに、国民健康保険や介護保険、公営住宅の手続きなど、関連した手続きがある方は、担当窓口にお越しいただく必要がある場合があります。

※転入届、転居届は、新しい住所に住み始めて14日以内に手続きしてください。なお、新しい住所に住み始める前に提出することはできません。

住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続き方法

他の市区町村に転出する場合

厚真町 <転出前>
転出届を提出して転出証明書を受け取る



引越先の市区町村 <転入した日から14日以内>
転出証明書を添えて転入届を提出する

厚真町内で転居する場合

厚真町 <転居した日から14日以内>
転入届を提出する

国民健康保険のマル学保険証

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険の加入者が進学などのために町外へ転出するときは、マル学保険証を交付します。

・マル学保険証とは、国民健康保険の加入者が、大学などに進学するために町外へ転出するときに交付される、学生用の国民健康保険証です。

・マル学保険証該当者に係る国民健康保険料は、転出前に所属していた町内の世帯の世帯主にこれまでどおり賦課されます。

・マル学保険証の該当者は、町外へ転出した後も、国民健康保険の資格は転出前に所属していた町内の世帯の加入者のままですので、転出先の市区町村で国民健康保険に加入する必要はありません。

・マル学保険証の交付や返還には手続きが必要です。手続きに必要なものを持参の上、住民課町民生活グループまたは上厚真支所に届け出てください。

届出が必要なとき	手続きに必要なもの
○進学により町外へ転出する	入学したことが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○学年・学校が変わった	在学中であることが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○保険証に記載の住所に変更があった	マイナンバーカードまたは住民票
○学生でなくなった	学生でなくなったことが確認できる書類(卒業証書の写し、退学証明書の写しなど)
○社会保険や他の健康保険が適用となる勤め先に勤務した ○社会保険や他の健康保険の被扶養者になった(扶養に入った)	新たに加入した健康保険証の写し

※上記のほかに現在お持ちの国民健康保険証を持参してください。

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射の地区巡回を行います。

狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。

毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行っていますので、ご利用ください。

登録(生涯1回)… 3,000円

- 飼犬の新規登録は、住民課町民生活グループで受け付けています。
- 注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。
- 犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがあった場合は、お早めに連絡をお願いします。

狂犬病予防接種(毎年1回)… 3,240円

- 生後91日以上の子犬が対象です。
- 4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。



4月3日(水)

- 9時00分～9時5分 幌内マナビィハウス前
- 9時25分～9時30分 高丘生活会館前
- 9時40分～9時50分 旧富里生活会館前
- 10時00分～10時5分 東和生活会館前
- 10時10分～10時15分 桜丘生活会館前
- 10時20分～10時30分 朝日マナビィハウス前
- 10時45分～10時50分 宇隆生活会館前
- 11時00分～11時5分 宇隆・浅野勝善さん宅前
- 11時15分～11時35分 役場庁舎前

4月4日(木)

- 9時00分～9時10分 ルーラルマナビィハウス前
- 9時20分～9時25分 豊沢マナビィハウス前
- 9時35分～9時45分 軽舞生活会館前
- 10時00分～10時10分 富野生活会館前
- 10時20分～10時25分 豊川生活会館前
- 10時30分～10時40分 上野生活会館前
- 10時50分～10時55分 美里生活会館前
- 11時5分～11時15分 本郷マナビィハウス前
- 11時25分～11時30分 幌里生活会館前

4月5日(金)

- 9時00分～9時10分 豊丘マナビィハウス前
- 9時20分～9時25分 鯉沼生活会館前
- 9時35分～9時45分 鹿沼マナビィハウス前
- 10時00分～10時5分 浜厚真・阿部榮乃進さん宅前
- 10時15分～10時20分 厚和生活会館前
- 10時30分～10時40分 上厚真第5区生活会館前
- 10時45分～10時55分 厚南会館前
- 11時5分～11時15分 共和生活会館前
- 11時25分～11時35分 共栄生活会館前

4月7日(日)

- 7時10分～7時20分 本郷マナビィハウス前
- 7時25分～7時55分 役場庁舎前
- 8時15分～8時45分 厚南会館前

確定申告は自分で作成してお早めに

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

確定申告会場は大変混雑します。是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

令和5年分の確定申告期限

所得税および復興特別所得税、贈与税

確定申告書の提出期限は3月15日(金)

消費税および地方消費税(個人事業者)

確定申告書の提出期限は4月1日(月)

確定申告会場は大変混雑します。多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、マイナンバーカードを使ってスマートフォンやパソコンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)等で提出することができます。

